

福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業のご案内

妊娠中や出産後、日中、家族などから家事や育児の支援を受けることが難しい家庭に、市が委託した事業者からヘルパーを派遣し、「家事や育児」「外出（多胎児世帯のみ）」のお手伝いをします。

対象 となる方

下記①～③の要件を、全て満たす方

- ①福岡市内に住民票がある
 - ②妊娠中または
生後1年未満の赤ちゃんがいる方
 - ③日中、家族などから家事や育児の
支援が受けられない方
- ※「外出支援」は、対象となる赤ちゃんが
多胎児（双子、三つ子）の場合のみ。

利用できる 期間 と 回数

1回2時間以内（1日2回まで）として、

<妊娠中（妊娠届出～妊娠中）> 最大10回まで

<出産後（出産～1年未満）> 最大20回まで

▶ 第二子以降で、出生時点で上のきょうだい児が
未就学の場合は、出産後に最大40回まで

▶ 多胎児（双子、三つ子等）の場合は、
出産後に最大60回（うち20回は外出支援）まで



利用 料金 ※事業者へ支払い

1回あたり 500円

（生活保護世帯・市民税
非課税世帯は免除）



ヘルパー派遣に必要な交通費

（利用者宅までの往復の交通費・駐車場代）

実費相当額： 上限 500円

注）買い物代行等で生じる交通費等は別途利用者負担



【利用料金の免除を希望する方】生活保護世帯の場合は保護受給証明書、市民税非課税世帯の場合は生計中心者の市民税非課税証明書（4月から6月までの間に登録する場合は前年度分の市民税非課税証明書）を事前登録の際に登録申込書に添えて提出してください。

ご利用までの 流れ ※詳細は各事業者にお尋ねください。



ステップ 1

事前登録

① ヘルパー派遣事業者 directly 連絡

別紙「受託事業者一覧」から事業者を選び、直接連絡してください。

注）利用登録は、1つの事業者のみとなります。事業者を変更したい場合は、変更先の事業者に連絡をして、変更届（様式第3号）をご提出ください。

② 「登録申込書（様式第1号）」を事業者に提出

事業者が事前訪問（支援内容の説明等）に伺いますので、その際にお渡しください。

③ 「登録決定通知」が届き、事前登録の完了

登録決定後、福岡市から利用希望者に郵送されます。

ステップ 2

利用申込

① 事前登録した事業者（ヘルパー）と利用日時を相談

② 「利用申込書（様式第5号）」を事業者に提出

注）キャンセル・変更は早めに事業者にご連絡ください。利用者都合によるキャンセルは、下記のとおりキャンセル料が発生しますので、ご注意ください。

▶ 訪問日の前営業日17時以降のキャンセル：2,100円

▶ 訪問日当日まで連絡がなく、訪問してしまった場合：2,100円＋交通費

ステップ 3

利用当日

利用前に、対象者である確認のため、下記をヘルパーに提示してください。

⇒「登録決定通知」「母子健康手帳（妊娠中）」「子ども医療証（出産後）」

【利用時間】8時～18時 【派遣場所】利用者の自宅（市内の住民票設定住所）

サービスの 内容



ヘルパーが日常的な家事や育児のお手伝いを行う事業です。(非日常的なものは対象外)

家事支援	できること(例)	できないこと(例)
食事の準備及び後片付け	・簡単な調理(食事の作り置きについては、各事業者に事前にご相談ください。) ・配膳、片付け、テーブル拭き	・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・来客の応対(飲食や食事の手配)
衣類の洗濯及び補修	・衣類の洗濯、干す、たたむ ・アイロンがけ ・簡単な衣類の補修(ボタン付け等)	・家庭用の洗濯器で洗えない大きな物、特別な手間をかけて洗う洗濯 ・大量の洗濯、アイロンがけ
居室等の清掃及び整理整頓	・リビング、居間、寝室、台所、トイレ、風呂、洗面所、玄関等の簡単な掃除 ・新聞、雑誌等の簡単な片付け	・特別な手間をかけてする掃除(大掃除、床のワックスがけ、浴室のカビ取り等) ・庭やベランダの掃除(水やり、剪定、草むしり等)
生活必需品の買い物	・近隣(徒歩圏内)のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物(買い物リストを作成してください)	・日常生活必需品以外の買い物(出産祝い品、大型の買い物、大量の買い物等)
関係機関との連絡	・宅配便の送付手続き(徒歩で持ち運べるもの) ・役所等への必要書類の受け取り(交通費要) ・回覧板の受け渡し	・金融機関での現金の出し入れ ・郵便物の投函、持ち込み ・役所・税務署等への申請等
その他	・シーツ交換 ・布団干し	・ペットの世話(ペットのトイレ掃除等も含む) ・自動車の給油、洗車、清掃 ・自営業等の仕事の手伝い

育児支援	できること(例)	できないこと(例)
授乳の準備・介助	・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・離乳食の調理・授乳の手伝い	・ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること
おむつの交換	・おむつや衣類の交換 ・おむつの後片付け	・ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること
沐浴の介助	・着替えの準備 ・ベビーバスの用意・後片付け ・赤ちゃんの拭き上げ、着替えの手伝い	・おへその消毒・つめ切り ・赤ちゃんを浴槽に入れての入浴(介助は可) ・ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること
きょうだい児(就学前)の遊び相手などの世話	・居室内でのきょうだい児の遊び相手 ・食事、おやつの世話 ・着替え・トイレの介助、おむつの交換 ・保護者同伴でのきょうだい児との外出(保育園の送迎、病院受診の付き添い)	・保護者同伴なしでのヘルパーときょうだい児との外出(保育園の送迎、病院への付き添い等)、預かり ・きょうだい児をお風呂に入れる(介助は可)
適切な育児環境の整備	・ベビー布団の用意、片付け、布団干し ・室温調節・着替え	
その他必要な育児援助	・保護者同伴での赤ちゃんの外出(病院受診の付き添い、健診、予防接種の付き添い) ・保護者の産後健診の付き添い	・保護者同伴なしでのヘルパーと赤ちゃんとの外出(病院、健診、予防接種の受診等)、預かり ・保護者の病院、冠婚葬祭等への付き添い ・ヘルパーが運転する車への同乗・医療行為

多胎児(双子、三つ子等)世帯向けの外出支援 ※令和6年度開始

外出支援	できること(下記への外出同行)	できないこと
多胎児を連れた外出への同行支援	・公民館(子育て交流サロン等) ・区保健福祉センター(親子教室等) ・近隣の公園(お散歩) ・病院(受診、乳幼児健診、産婦健診、予防接種等) ・保育園、学校(きょうだい児の送迎・参観等) ・市役所、区役所(各種手続き) ・「福岡市おむつと安心定期便の対象施設」(子どもプラザ、子ども家庭支援センター、産後ケア施設等) ・日用品等の買い物	左記以外の外出への同行支援 注)日常生活に必要な外出に限りです。 注)本事業はベビーシッター(預かり)支援ではないため、外出先ではヘルパーと赤ちゃんだけの状態にならないよう、保護者が目の届く範囲でヘルパーの支援を受けるようご注意ください。

注) 利用料金は家事支援・育児支援と同じ(外出に係るヘルパーの交通費は利用者負担)

注意事項

- ・発熱等の体調不良時には、ご利用できません。ヘルパーへの暴言等がある場合は、利用をお断りします。
- ・事業者の状況によっては、希望日時に沿えない場合があります。
- ・産後は、保護者と赤ちゃんが自宅にいる状態(保護者の目の届く範囲)で支援を行います。
ヘルパーと赤ちゃんだけの留守番などはできません。
- ・対応できる支援内容が、事業者やヘルパーにより異なる場合がありますので、希望する支援の内容や、配慮が必要なことなどは、予め事業者(ヘルパー)にご相談ください。

【令和6年8月】福岡市こども未来局こども健やか課(TEL:092-711-4065、FAX:092-733-5534)